

第1篇 倒産法の目的

第1章 倒産法制の必要性

第1. 民事一般法と倒産法の違い

(1) 民事一般法における権利実現のプロセス

民事一般法の分野においては、債権者の債務者に対する権利が実現しない場合には、個々の債権者がそれぞれ個別に訴訟を提起し、確定判決を経て、最終的には強制執行手続により、自己の権利を実現するというプロセスを辿る（実体法上の権利関係の存否についての紛争→訴訟提起→強制執行手続）。もちろん、債務者が翻意して、債権者に対して自己の財産及び権利を自由に処分することも許容される。

(2) 倒産法における権利実現のプロセス

これに対して、倒産法が適用される場合には、上記のプロセスが修正される。すなわち、倒産手続の開始が決定すると、上記のような民事一般法における自己の権利実現のプロセスの進行が一時停止され、倒産者は、自己の権利や財産をもはや自由に処分することができず、他方で、倒産者に対して債権を持つ者は、原則としてこれを個別に執行することができなくなる。そして、各債権者と倒産者の債権債務関係は、原則として倒産手続というプロセスを経て、最終的に整理される。

第2. 倒産法の目的

(1) ①総債権者の公平な満足

例えば、倒産者に対し債権を有する債権者が複数存在し、かつ、倒産者がその全ての財産をもってしても、その全ての債務を完済することができない場合を考えてみよう。このような場合、倒産者に自己の権利や財産の自由な処分を認めると、倒産者に対して権利を有する債権者がさらに害されるおそれがある。他方、各債権者による強制執行を自由に認めると、より早く強制執行を行うことができた債権者が他の債権者より多くの弁済を受けることができる状態となる。その結果、民事一般法の適用のみでは、総債権者の公平な満足を図りつつ、妥当な解決が図れないおそれが生じる。そのような状況を

回避するために、倒産手続が存在するのである。

(2) ②債務者の経済的再起再生

債務者としても、倒産状態にあるにもかかわらず、経済活動を継続することにより、経済的再起再生の機会を失うおそれがある。

(3) ③社会経済の連鎖的混乱防止

仮に倒産法制がなく、特に債権者にとって債権者平等が保障されないとすれば、各債権者は自己の利益を最大化するべく倒産者に対していち早く権利実現のために働きかけるであろう。しかし、いつそのような事態が起こるかは予測が難しく、常に誰かの倒産に備えながらする経済活動は非効率である。また、各債権者が倒産をおそれるあまり、いまだ倒産状態にはない債務者に対しても倒産の予兆を少しでも感じたならば債権の回収に動くという事態が予想される。そのような社会では大胆にリスクをとることが許容されず、結局経済の発展は覚束ない。

(4) 試験との関係においては、上記目的のうち、①総債権者の公平な満足と②債務者の経済的再起再生について押さえておけば足りる。特に破産法の手続の概要を理解する段階では、まずは債権者の平等の考え方が、手続全体の基底となっているというイメージをつかむ必要がある。

上記のような目的は、破産法1条、民事再生法1条により具体化されている。常に1条を念頭に置きながら、各制度を押さえていくことが効率的である。

第3. 倒産法制の種類

(1) 倒産法制においては、①清算型手続と②再生型手続があると考えられている。

(2) ①清算型手続においては、倒産者の財産を全て換価し、それを債権者に配分するという手法がとられる。清算型手続としては、i 破産法（自然人及び法人を対象）、ii 会社法上の特別清算（株式会社のみを対象）が主なものとして挙げられる。

(3) ②再生型手続においては、倒産者が行っている事業が創出する価値に着目し、それを債権者に公平に配分するという手法がとられる。再生型手続としては、i 民事再生法（自然人及び法人を対象）と、ii 会社更生法（株式会社のみを対象）が主なものとして挙げられる。破産法は清算型手続の代表であり、民事再生法は再生型手続の代表であると考えてよい。

(4) 本テキストが扱う倒産法制は、破産法と民事再生法である。試験においては、この2つの法律が問われる。会社更生法は試験範囲外であるが、会社更生法の事案であるものの、民事再生手続に妥当する判例もあることに注意が必要である。